ゆりのき台自治会

車両使用規定

平成１５年6月２１日　制定

ゆりのき台自治会　車両使用規定

１．貸出対象者は、ゆりのき台自治会会員に限定します。

２．申し込み自治会員が運転免許証を所持していない又は所要等で運転できない場合、家族に運転を依頼できます。但し、車両使用責任者は自治会員とします。

３．貸出目的は原則として、三田市クリーンセンターへの大型ゴミの輸送・リサイクル作業としますが、私用の大型物品の搬送等は申込時の申請により許可します。但し、営利を目的とすること、または第三者に貸し出しすることは禁止します。

利用地域は、三田市内と三田市近隣範囲とします。近郊範囲以外の場所への利用はお断わりします。

三田市近隣範囲

神戸市北区、篠山市、三木市、西宮市、宝塚市、加東市、猪名川町

４．貸出時間は、ゆりのき台コミュニティハウス休館日を除く火曜日～土曜日の９時１５分～１１時４５分の２時間半（午前）、または１３時１５分～１６時４５分の３時間半（午後）または９時１５分～１６時４５分の７時間半（１日）とします。

貸出し時間は厳守して頂きます。時間内の使用の可否を、予めご確認ください。

５．使用の申し込みは、ゆりのき台コミュニティハウス事務室に常備の「ゆりのき台自治会車両使用申込書兼領収書」（以下、使用申込書）に自治会員名、運転者名、運転免許証番号、使用地域、使用目的等必要事項を記入し、会員の捺印および運転者の運転免許証を提示下さい。

受付けは、使用当日の１ヶ月前より受け付け、先着順とさせていただきます。なお、電話での受付は行いません。

６．使用料として、午前、午後は各１，０００円、１日は２，０００円を申込時に頂きます。

尚、目的地が市外の場合は、５００円の追加使用料を頂きます。前日までに使用をキャンセルされた方、および当日の天候不良等でのキャンセルには、使用料を返却いたします。また、コミュニティハウス事務局長が、特に必要と認めた場合は、役員会の承認を得て使用料を免除することが出来ます。

領収書添付の「使用申込書」をお渡しいたしますので、使用当日まで失わないように保管ください。事務室の控として、当申込書のコピーを保管いたします。

７．トラック貸出しの当日は、「使用申込書」と運転者の運転免許証を提示願います。万一、免許証が申込み運転者と異なった場合は、使用をお断りします。

８．運転者は、「車両点検表」に基づいて、必ず車両の点検をお願いします。

また、使用後は車両を清掃の上、返却されるようお願いします。

９．当車両には、放送装置が設備されていますが、使用しないでください。大型物品の搬送時は、必ず備え付けのロープやシートを使用し、不用意に積荷が倒れないように処置して下さい。また、後部のゲートを下げたまま走行しないで下さい。

１０．事故が発生した場合は直ちにコミュニティハウスを通じ、総務部長に連絡下さい。相手側、保険会社との交渉の全ては、使用責任者が責任を持って行ってください。この場合、ゆりのき台自治会が加入の強制保険、任意保険をご利用ください。また、車両に損傷がある場合は、使用責任者が修復し、原状に戻してから返却下さい。

１１．ゆりのき台自治会行事等の使用時、コミュニティハウス休館日、整備点検時は、ご使用をお断りします。

１２．ゆりのき台自治会は、法人格を持っておりませんので、車両の所有者名義は、自治会会長の個人名となっております。自動車保険の名義は、ゆりのき台自治会となっておりますので、ご承知おき下さい。

１３．ガソリンの補給は、必要に応じ利用者にて行ってください。レシート提出にて、お支払いいたします。

車両使用後は走行距離に応じ、１キロにつき１０円のガソリン代を徴収します。

１４．この規定は、平成１５年６月２１日より試行します。

使用規則の改定　平成２３年４月１７日
平成２５年４月２１日
平成２６年２月１日
令和　７年４月１日